

令和5年度第1回 第18期横浜市文化財保護審議会 会議録	
日 時	令和5年7月21日（金）午後6時00分から午後6時45分まで
開催場所	横浜市役所18階会議室 みなと4、5
出席者 （12名）	吉田会長、相澤委員、大野委員、大谷津委員、高橋委員、手塚委員、西岡委員、服部委員、平野委員、水沼委員、御堂島委員、安室委員
欠席者 （5名）	山本副会長、加島委員、久留島委員、藤原委員、星野委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
議 題	<p>1 議事 令和5年度文化財保護審議会及び部会の日程（案）について</p> <p>2 報告事項 （1）令和5年4月現在の市内指定文化財等について （2）令和5年度文化財関連事業について （3）横浜郵船ビルにおける横浜市指定有形文化財等指定申出書の取下げについて</p> <p>3 その他</p>
決定事項	議事1について、承認する。
議 事	<p>&lt;開会&gt; 進行：事務局</p> <p>会議の成立について 本日の会議は、出席数12名で、委員の過半数を超えているため、会議が成立することを報告した。</p> <p>議事の公開について 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条に基づき、公開とすることを確認した。</p> <p>1 会長あいさつ 吉田会長よりあいさつを行った。</p> <p>2 生涯学習担当部長あいさつ 鈴木生涯学習担当部長よりあいさつを行った。</p> <p>3 議事 進行：吉田会長 （1）令和5年度文化財保護審議会及び部会の日程（案）について 吉田会長：では、次第に従いまして進めさせていただきます。まず、議事の（1）令和5年度文化財保護審議会及び部会の日程（案）につきまして事務局から御説明願います。 事務局：&lt;資料に基づき説明&gt; 吉田会長：それでは、事務局から説明がありました。御質問、御意見はございますか。特にならなければこのスケジュールで進めてい</p>

ただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

各委員： <異議なし>

#### 4 報告事項

##### (1) 令和5年4月現在の市内指定文化財等について

吉田会長：では次に、報告事項(1)令和5年4月現在の市内指定文化財等について事務局より報告をお願いします。

事務局：<資料に基づき説明>

吉田会長：令和5年4月現在の市内指定文化財等について御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

##### (2) 令和5年度文化財関連事業について

吉田会長：では次に、報告事項(2)令和5年度文化財関連事業について、事務局より報告をお願いします。

事務局：<資料に基づき説明>

吉田会長：令和5年度文化財関連事業について御質問、御意見はございますでしょうか。

水沼委員：いま御説明いただいた13ページのところに、7番として崖地対策の話が出ています。旧川合玉堂別邸庭園の崖地対策ということが出ているのですが、確か旧川合玉堂別邸は10年程前に火災で焼失して、庭園のほうはこのようなかたちで名勝指定されたのですけれども、建物に関して、市の予定として再建などの予定があるのかどうか、将来に対してそのような計画があるのかどうか、教えていただければと思います。

事務局：旧川合玉堂別邸につきましては、市の指定文化財でありましたが、水沼委員がおっしゃったとおり火災により焼失しました。そこで、文化財指定を解除しております。建物自体の消失により文化財としての価値が損なわれてしまったため、文化財の滅失・き損に当たりまして解除を行っておりますので、現時点で我々としては再建については考えてはいないところであります。

水沼委員：ありがとうございます。地元の川合玉堂別邸のボランティアさんは、邸宅と庭園が一体となっているところに価値があるということで再建を望んでいらっしゃる方が多かったように思うので、すぐとは言わないまでも、是非邸宅を何らかの形で復元していただければ、復元するような計画が将来的にあればいいかなという風に思っております。以上です。

吉田会長：他に何かございますか。よろしいでしょうか。

##### (3) 横浜郵船ビルにおける市指定有形文化財等指定申出書の取下げについて

吉田会長：では次に、報告事項(3)横浜郵船ビルにおける市指定有形文化財等指定申出書の取下げについて、報告をお願いします。

事務局：<資料に基づき説明>

吉田会長：本件については文化財保護審議会の決定を覆すことになりました。そういう見通しを持たなかったことは、建造物部会としても

お詫びしたいと思います。しかしいろいろな問題がありましてここまで至ったわけです。聞くところによると、認定歴史的建造物を目指すということも聞いておりますし、場合によっては国の登録文化財を目指すということも聞いております。多少、北側、つまり海側のファサードが少し改造されることと、それから、主要な内装以外はかなり変えられる可能性はあるけれども、まず景観としては残るということで、それを良しとして、建造物部会も仕方がないなという風に思っております。弁解みたいになりましたけれども、ここまでに至るまでには事務局の努力もありました。どうもありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。御質問、御意見はございますでしょうか。建造物部会としてもお詫びを申し上げる、ということですが、せつかくここまでいったのということですから、なくなるわけではないです。壊されるわけではないです。

では、御質問等ございますか。あるいは補足の説明などは。

事務局：事務局から補足で御説明させていただきます。先ほどの説明の中で、横浜郵船ビル保存活用検討委員会が令和4年度中に行われていたと説明させていただきましたが、3回目、令和5年3月27日に開催された横浜郵船ビル保存活用検討委員会において、事業者である日本郵船株式会社から、今後の保存活用の基本的な考え方が示されております。日本郵船株式会社の考え方では、先ほど御説明したこれまでの検討経緯から、横浜市指定有形文化財の指定申出書の取下げを行うことを決めた一方で、保存活用のあり方をまとめた横浜郵船ビル保存活用計画の策定に向けて、引き続き行っていくという旨伺っております。また、歴史的建造物に関する制度活用として、工事の着工前に、横浜市認定歴史的建造物の認定、また、竣工後では地域の資産として活用していくことをしながらも、一定の保存が確保できる国登録有形文化財の登録を目指していきたいということが委員会の中では示されております。共有させていただきます。

吉田会長：ということで、よろしいでしょうか。了解していただけますでしょうか。

水沼委員：ひとことだけ。今、吉田会長からもありましたとおり、建造物部会でもいろいろ検討を重ねてきたところなんですけれども、やはり指定した後に、大変多くの現状変更が出てくる可能性があります。特にホテルで使うということになりますと、内部についても相当大きく手が入ることが避けられない。それをこの案件について認めてしまうと、今後に対する影響というものもすごく大きいのではないかと懸念もありました。あそこであそこまで認められてしまうのであれば、という、文化財指定を優先することによる弊害というのでしょうか。それも大変懸念されるということもありましたので、文化財指定というのを一旦取り下げるということを認めざるを得ないのではないかとということもござ

	<p>いました。私からは以上です。本当に、お認め頂いたのに大変残念な、うまくいけばよかったんですけども、大変事務局にもご負担をおかけして、ありがとうございました。以上です。</p> <p>吉田会長：よろしいでしょうか。本当に申し訳ありませんでした。</p> <p>5 その他</p> <p>吉田会長：では次に、その他(1)文化財保存・活用に係る情報提供について事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局：＜資料に基づき説明＞</p> <p>吉田会長：どうもありがとうございました。ただいま説明がございましたがなにか御質問、御意見ございますでしょうか。</p> <p>吉田会長：最後の観光庁の採択事業について、詳細はまだわからないのでしょうか、なにかわかっていることはありますか。三溪園は宿泊できないですね。</p> <p>大野委員：それを泊まれるようにしようということですね。</p> <p>事務局：三溪園に泊まるプランを設定して、提案しているということです。ただ、宿泊者数ですとか、期間等については、都市整備局が提案している吉田新田の水上を活用した観光的なところなんですけれども、併せて三溪園に宿泊していただくということを想定してまして、そちらのほうは三溪園の所管局にぎわいスポーツ文化局でございまして、連携しながら検討を進めている状況であると聞いております。私どもも随時検討状況は情報把握しながら審議会の皆様にも情報提供してまいりたいと思っております。</p> <p>吉田会長：三溪園と吉田新田とは直接は関係なくて、併せていろんなことで売り込んでいこうということですね。</p> <p>事務局：そうです。併せて発信していくことで魅力アップするということです。</p> <p>吉田会長：何か他に御質問などございますでしょうか。</p> <p>大野委員：では一点。文化財の付加価値みたいなものを考えるというのは傾向としては仕方がないのかなとは思いますが、一方でやはり文化財は開かれたものということで、一般の見学者の方を阻害して、お金持ちだけ対応するというののないように、その辺は是非、しっかりと進めていただければと思います。</p> <p>事務局：御意見、承知いたしました。関係局と情報共有、連携を図りながら進めていきたいと思っております。</p> <p>吉田会長：他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは本日の審議を終了いたします。</p> <p>＜閉会＞</p>
資 料	令和5年度第1回第18期横浜市文化財保護審議会次第及び資料